

# デンソー事件

## 外国子会社合算税制の適用要件の整理

木村浩之 弁護士法人 淀屋橋・山上合同  
弁護士

### はじめに

今回のデンソー事件（最判平成29年10月24日・民集71巻8号1522頁）は、内国法人の子会社である外国法人について、外国子会社合算税制（以下、「合算税制」という）の適用除外基準（平成29年度税制改正後の経済活動基準）のうち、事業基準を満たすかどうか争われた事案である（注1）。

海外に子会社を有する内国法人にとって、合算税制の適用関係を検討することは非常に重要である。この点、合算税制はここ数年毎年のように重要な改正がなされており、特に平成29年度税制改正では制度の抜本的な改正がなされたところである。

そこで、本稿では、上記事件を取り上げるとともに、平成29年度税制改正後の内国法人に係る合算税制の適用要件について整理して検討することにしたい（注2）。

### I

## デンソー事件

### 1 事案の概要

日本の内国法人であるX社は、シンガポールに子会社（A社）を有していたところ、A社は他の複数のグループ会社の株式を保有した上でその統括に関する業務を行っていた。ここで、株式の保有関係に着目して、A社の主たる事業が「株式保有業」とであると認められるとすれば

事業基準を満たさず、合算税制の適用対象になるとされていた。

このことから、X社としては、統括業務に着目して、A社の主たる事業は株式保有業ではなく地域統括業である旨を主張した。これに対して、課税庁は、地域統括に関する業務は配当所得の稼得に向けられたものであり、また、A社の所得のうちに株式保有から生じる配当所得が占める割合は8割を超えており、総資産のうちに保有株式が占める割合も過半となっていることから、主たる事業は株式保有業である旨を主張した。

このように、本件では、海外子会社が複数の事業を営む場合に、主たる事業をどのような基準で判定するかという点が争われた。

### 2 裁判所の判断

裁判所（最高裁）は、主たる事業は事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定することが相当であり、外国子会社が複数の事業を営む場合には、①各事業からの収入又は所得金額、②各事業に要する使用人の数、③事務所等の固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するのが相当である旨を判示した。

その上で、本件では、事実関係を総合的に勘案して、A社の行っていた地域統括業務は、相当の規模と実体を有するものであり、事業活動として大きな比重を占めていたことから、その主たる事業は株式保有業ではなく地域統括業であることが認められた。

### 3 若干の検討

一般に、外国子会社の税負担割合が20%未満の場合、合算税制の適用除外が認められるためには4つの基準（事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準又は所在地国基準）をすべて充足する必要がある。そして、この基準を満たすかどうかを判断する上で、外国子会社が複数の事業を営む場合、いずれが主たる事業であると認められるかによって、結果が異なりうる。そこで、どのように主たる事業を判定するかが重要となる。

本件では、収入や所得金額といった事業活動の結果のみならず、事業に従事する従業員や使用される固定施設の状況など、投下されている人的資本や物的資本という経済活動の規模や実体にも着目しており、そのような実質的な観点を踏まえて主たる事業の判定をすべきことが明らかにされた。

このように実質的な観点から主たる事業を判定することは、平成29年度税制改正後の経済活動基準の充足を判断する上でも同様であると考えられ、今後の実務において参考になると思われる。以下では、同改正後の合算税制の適用要件について整理して検討する。

## II 合算課税の対象となりうる内国法人

### 1 制度の概要

外国法人は日本の国内で所得を稼得するものでない限り、基本的には日本の納税義務者とはならない。これに対して、内国法人は日本の国外で所得を稼得したとしても、基本的にはそのすべての所得について課税がなされる（全世界所得課税）。

そこで、海外において内国法人が直接所得を稼得する代わりに、外国法人を通じて所得を稼得すれば、これには日本の課税権が及ばないこ

とになる。これが正当な事業目的を超えて濫用的になされるとすれば、日本の課税を不当に免れうる。このような租税回避行為に対応するため、一定の外国法人が稼得した所得を内国法人の所得に合算して課税するための制度が合算税制である。

### 2 外国関係会社の株式保有

合算税制の対象となりうるのは、一又は複数の内国法人（若しくは居住者たる個人）が直接又は間接に合計で50%超を保有する外国法人（外国関係会社）について、その株式の10%以上を保有する内国法人である（措法66の6①②）。

50%超の保有関係を判定するにあたって、平成29年度税制改正前はいわゆる「掛算方式」が採用されていたが、同改正後は「連鎖方式」が採用されている。これにより、内国法人が50%超を保有する外国法人がさらに50%超を保有する外国法人について、掛算方式では50%以下の保有割合となる場合でも、外国関係会社として合算課税が適用されうる。

例えば、内国法人 a 社が外国法人 b 社の80%を保有し、b 社が外国法人 c 社の60%を保有する場合、a 社の c 社に対する保有割合は、掛算方式では48%となるが、連鎖方式では60%となり、c 社は外国関係会社に該当することになる。

逆に、内国法人 d 社と外国法人 e 社の合弁会社として、外国法人 f 社を50%ずつ保有する場合、e 社の少数株主にたまたま内国法人（d 社に限らない）が含まれるとすれば、内国法人の f 社に対する合計保有割合は、掛算方式では50%超となるが、連鎖方式では50%の保有割合となり、f 社は外国関係会社には該当しないことになる。

### 3 実質支配者の例外

外国法人の財産に対する支配権（残余財産のおおむね全部を請求する権利又は財産処分の方針のおおむね全部を決定する権限）を有する内

国法人が存する場合、当該内国法人は「実質支配者」として、実際の株式保有割合にかかわらず、100%を保有する者と同様の合算課税の対象になりうるとされている。

例えば、ある内国法人の株式保有割合が10%未満の場合、あるいは他の内国法人らとあわせた株式保有割合が合計50%以下の場合、通常は合算課税の適用対象外となるが、当該内国法人が実質支配者に該当するときには、100%株主と同様に取り扱われ、合算課税の対象となりうる。

なお、これは特定の一の内国法人が実質支配者に該当する場合に100%株主と同様に取り扱うものであり、複数の内国法人が共同で支配権を有する場合は対象外とされる。



## 3つの合算課税制度と適用免除基準

### 1 特定外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度

外国関係会社が以下で列挙するいずれかの種類の会社（特定外国関係会社）に該当する場合には、会社単位の合算課税制度が適用され、その所得の全部が株式保有割合に応じて内国法人の所得に合算されて課税されることになる。

#### ① ペーパー・カンパニー

主たる事業を行うために必要な事務所等を有しておらず、かつ、本店所在地において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない会社

#### ② 事実上のキャッシュ・ボックス

次の2つの要件を充足する会社

(i) 総資産に占める受動的所得<sup>(※)</sup>の割合が30%を超えること（利益基準）

(※) 後述する部分合算課税の対象所得（ただし、異常所得を除く）

(ii) 総資産に占める受動的資産<sup>(※)</sup>の割合が50%を超えること（資産基準）

(※) 有価証券、貸付金、貸付用固定資産、無形

資産等

#### ③ ブラック・リスト・カンパニー

財務大臣が指定する国・地域に所在する会社

### 2 経済活動基準を満たさない外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度

外国関係会社が特定外国関係会社に該当しない場合であっても、以下の4つの経済活動基準を1つでも満たさないときには、やはり会社単位の合算課税制度が適用されることになる。

#### ① 事業基準

主たる事業が一定の列挙された受動的な事業（株式保有業、債券保有業、知的財産提供業、船舶・航空機貸付業）に該当しないこと。ただし、株式保有業であっても、25%以上の株式を保有する複数の子会社の統括業務（事業方針の決定や調整によって収益性の向上を図る業務）を行う場合には同基準を充足する。

#### ② 実体基準

主たる事業を行うために必要な事務所等を本店所在地に有していること。これは現地で実体を伴う経済活動をしていることを求めるものであり、事務所等は必ずしも自ら保有しなくてもよく、賃貸の場合も同基準を充足する。

#### ③ 管理支配基準

本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。これは現地で実質的な経営がなされていることを求めるものであり、その判断にあたっては、株主総会・取締役会の開催場所や役員等による意思決定の場所が重要な要素となる。

#### ④ 非関連者基準又は所在地国基準

特定の業種（金融業、卸売業、運送業等）の場合、非関連者取引が全体の50%以上であること。その他の業種の場合、主たる事業活動の場所が本店所在地国の国内であること。なお、実際の製造を本店所在地国以外で行ういわゆる来料加工事業であっても、重要な業務を通じて製造に主体的に関与すると認められる場合には同

基準を充足する。

### 3 受動的所得に係る部分合算課税制度

経済活動基準をすべて満たす場合でも、配当、利子、使用料、キャピタルゲインなどの一定の受動的所得については、なお部分合算課税の対象となりうる。

ただし、そのような受動的所得でも一定の要件を満たすものについては部分合算の対象外とされており、その要件を検討することが重要である（図表参照）。

【図表】部分合算課税の対象となる受動的所得

所得の種類	部分合算の対象
配当	原則：すべて 例外：持株割合25%以上の株式
利子	原則：すべて 例外：①業務上の預貯金利子 ②貸金業に係る利子 ③グループファイナンス利子
有価証券の貸付対価	すべて
有価証券の譲渡損益	原則：すべて 例外：持株割合25%以上の株式
その他の金融性所得	デリバティブ損益、為替差損益、その他金融資産の運用所得
固定資産の貸付対価	一定の例外を除き、すべて
無形資産の使用料	原則：すべて 例外：自己開発又は相当対価で有償取得
無形資産の譲渡損益	原則：すべて 例外：自己開発又は相当対価で有償取得
異常所得	他の受動的所得を除いた所得のうち、 (総資産+減価償却費の累計+人件費) ×50%を上回る部分

### 4 適用免除基準

平成29年度税制改正では、従来のいわゆる「トリガー税率」が廃止され、外国関係会社が現地で負担する税負担割合に応じた適用免除基準が定められた。なお、ここでいう税負担割合は法定税率とは異なり、実際に課される税率を基準とするため、注意が必要である。

まず、税負担割合が30%以上の場合、3つの合算課税制度のいずれも適用が免除される。これにより、30%というのが事実上のトリガー税率となるが、実際には多くの国の法定税率は30%未満であり、税負担割合が30%以上となることは少ないと考えられる。

次に、税負担割合が20%以上の場合、特定外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度以外の合算課税制度の適用が免除される。これにより、特定外国関係会社に該当するか否かの判断のみをすれば足り、これに該当しない限り、合算税制は適用対象外となる。

最後に、税負担割合が20%未満の場合、経済活動基準と受動的所得該当性についてそれぞれ検討した上で、合算課税の適用関係を判断する必要がある。このように、実務的には、税負担割合20%を境にして、事務負担が大きく異なることになる。

## IV まとめ

以上のとおり、合算税制は非常に複雑な制度となっており、その適用要件を1つひとつ適切に判断する必要がある。

この点、平成29年度税制改正によって、ペーパー・カンパニーに該当することや経済活動基準を満たさないことについての推定規定が導入されており、税務調査が実施された際に必要な資料を適宜に提出しなければ合算課税の適用があると推定されることになる。

したがって、合算課税の適用関係を判断するための資料をきちんと作成して準備しておくことが今後ますます重要になるといえる。

（注1） 事案の概要につき、日置朋弘「判解」『法曹時報』70巻10号277頁参照。

（注2） 合算税制に係る平成29年度税制改正の解説として、藤山智博ほか「平成29年度 税制改正の解説」（財務省）654頁以下参照。